

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次答申（案）に対する意見

当答申案では、NTT法の定める研究成果の普及責務については、「研究成果の普及責務について原則開示とする運用は、我が国の国際競争力強化や経済安全保障の観点から見直す必要性があり、これを見直したとしても、国内市場の公正競争に重大な弊害が生じる可能性は低下している」「国際競争力の強化や経済安全保障等に留意した上で（中略）NTT法の研究成果の普及責務は、撤廃することが適当である」としているところ、当該検討にあたり答申案中で具体的に例示されている研究開発については、NTTの掲げるIOWN構想のみである。

IOWNは、多くのサービスを支える基礎・基盤的技術であると考えられるが、このような基盤の普及にあたっては、各種サービスを提供する上位レイヤーのプラットフォーム等に利用されるのみならず、それを活用してサービスを開発・提供する多くの電気通信事業者にも利用されることが重要である。仮に、研究成果の普及責務の撤廃が、NTTと直接競争関係にない上位レイヤーのプラットフォーム等のみを選択的に利することになり、時にNTTと競争関係となることのある他の電気通信事業者が要望しても研究成果が秘匿されるようなことが生じるならば、これは即ちNTT東西やNTTドコモが優先的に、かつ排他的に技術を活用して市場支配力を強化することで公正競争環境が歪められることであり、断じて回避する必要がある。

本答申案にあるとおり、ネットワーク機器においてはグローバルベンダーの開発・製造する汎用品が主流を占めつつあるなどの環境変化は認めつつも、NTTの研究開発活動が競争政策に及ぼす影響について定期的に検証を行い、必要に応じて指定電気通信設備制度の枠組みにおいて所要の措置を講じるなど、競争セーフガード制度の円滑な運用に努めるべきである。

また、今後の検討においては、現在のNGNや4G/5Gに代わる次世代の基盤的技術においても、広く電気通信事業者が多様かつ低廉なサービスを提供できる公正競争の実現に向けてより一層の取り組みを要望する。